相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県東予市玉之江二八一番地、最後の住所東京都品川区西中延二丁目一二番六号　被相続人　亡　首藤敬太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日　東京都港区西新橋一―二一―八弁護士ビル三〇六ＳＰＥＳ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　松尾　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区板橋四丁目三二六七番地、最後の住所東京都豊島区池袋本町二丁目二五番一二号　被相続人　亡　森田　保雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日　事務所東京都中央区日本橋室町四丁目一番二一号近三ビルヂング八階荒巻・後藤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　荒巻　慶士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区目白五丁目七番、最後の住所東京都豊島区目白二丁目一四番一号　被相続人　亡　小**原**　秀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日　東京都中央区銀座七丁目一六番一四号銀座イーストビル七階銀座新明和法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山本　眞弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区桜上水五丁目五九六番地、最後の住所東京都世田谷区桜上水五丁目一番一一号　被相続人　亡　松本　良太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日　東京都千代田区飯田橋一―九―七池谷ビル三階**吉**村法律事務所　相続財産管理人　弁護士　**吉**村　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市福岡一六八六番地一五、最後の住所岐阜県恵那郡福岡町大字福岡一六八六番地一五　被相続人　亡　田口　康司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日　事務所岐阜県多治見市金山町五番地の一金山ビル三階　相続財産管理人　水野　将也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市大淵三八五番地一、最後の住所静岡県富士市岩本一一八四番地の一岩本園　被相続人　亡　石川つる子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日　事務所静岡県富士宮市宮北町五一番地二階　相続財産管理人　司法書士　山田　真実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市東区市野町一四九八番地二、最後の住所静岡県浜松市南区東若林町六二七番地の五　被相続人　亡　小出　雅昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日　静岡県浜松市浜北区貴布祢五〇八番地の一　相続財産管理人　司法書士　池谷　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市中京区壬生西大竹町三番地、最後の住所滋賀県大津市坂本五丁目二〇番一二号　被相続人　亡　坂　順一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日　滋賀県大津市京町四―四―二三アソルティ大津京町六階六〇一号アクア法律事務所　相続財産管理人　弁護士　朴　大俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市広両谷二丁目一二〇一六番地、最後の住所広島県呉市上畑町一〇番一二号　被相続人　亡　吉田ヒサコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日　事務所広島県呉市中央二丁目三番三〇号　相続財産管理人　司法書士　金清　和人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県東かがわ市南野六七九番地一、最後の住所香川県東かがわ市南野六七九番地一　被相続人　亡　船越　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日　香川県高松市古新町六―八　第三ミタケビル四階　相続財産管理人　弁護士　吉田　哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市江口町乙七九三番地、最後の住所愛媛県新居浜市江口町一四番三一号　被相続人　亡　加藤　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日　愛媛県新居浜市垣生三丁目六番八号　相続財産管理人　三浦　稲男

第２期決算公告

平成28年12月12日

東京都港区赤坂二丁目10番５号
税理士法人赤坂国際会計事務所内
シラハマ特定目的会社
取締役　山崎　亮雄

貸借対照表の要旨
（平成28年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	6,057,333	流動負債	97,849
その他資産	2,078,926	固定負債	4,179,460
流動資産	2,023,555	**負債合計**	**4,277,309**
固定資産	43,357	社員資本	3,858,950
投資その他の資産	43,357	特定資本金	100
繰延資産	12,014	優先資本金	4,195,000
		剰余金	△336,150
		当期未処理損失	336,150
		純資産合計	**3,858,950**
資産合計	**8,136,259**	**負債・純資産合計**	**8,136,259**

損益計算書の要旨
（自　平成28年３月１日　至　平成28年９月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	345,911
営業費用	449,179
営業損失	103,268
営業外収益	271
営業外費用	6,509
経常損失	109,506
税引前当期純損失	109,506
法人税、住民税及び事業税	554
当期純損失	110,061
前期繰越損失	226,089
当期未処理損失	336,150

第39期決算公告

平成29年１月26日

宮城県仙台市泉区野村字二重袋５番地
ミクロプラスチックス株式会社
代表取締役　柴田　直樹

貸借対照表の要旨（平成28年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	74,065
	固定資産	59,505
	合計	133,570
負債及び純資産の部	流動負債	27,950
	固定負債	21,562
	株主資本	84,058
	資本金	10,000
	利益剰余金	74,058
	利益準備金	850
	その他利益剰余金	73,207
	（うち当期純損失）	(5,045)
	合計	133,570